

【策定にあたって…】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

「いじめは決して許されない」という指導を徹底すると同時に、「いじめはいつでもどこでも、どの学校にもどの学級にもどの子ども（または児童・生徒）にも起こり得るものである」という認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めなければならない。

全ての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図るために「弥生小学校『いじめ防止基本方針』」を策定する。

(いじめ防止対策推進法第1条・13条)

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめとは…）(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

- ①いじめが全ての児童に関する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
- ②全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨とする。
- ③いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、地域の保幼中、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(3) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、上記（2）の基本理念にのっとり、本校に在籍する児童の保護者地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。

(5) 保護者の責務等 (いじめ防止対策推進法第9条)

- ①保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。
- ②保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には適切に当該児童をいじめから保護する。
- ③保護者は、本校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- ④上記①の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解するものではなく、また、上記③の規定は、いじめの防止等に関する本校の責任を軽減するものではない。

2. いじめ防止の取り組み

(1) いじめの未然防止 (いじめ防止推進法第15条)

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

【具体的な取組】

- ・思いやりの心や児童一人ひとりが、かけがえの無い存在であることや命の大切さ等について各教科・道徳・学級活動での指導を通して意図的・計画的・継続的に育む。
- ・道徳授業地区公開講座を活用し、道徳教育の推進を図る。
- ・すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫し、区教育委員会が示している「板橋区授業スタンダード」を基に、日々の授業の改善に努め、一人ひとりが充実した学校生活が送れるよう、わかりやすい授業づくりを進める。
- ・たてわり班活動、1年生を迎える会、弥生まつり、6年生を送る会などの特別活動等の行事を通して、異学年での交流を図る。
- ・行事等を通して、特別支援学級児童と交流する機会を増やし、児童相互の関わりを深める。
- ・区保幼小中連携教育をいかし、保育園、幼稚園や中学校との交流を図る。
- ・全校朝会や学級活動等でいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対許されない」という学校文化を定着させる。
- ・「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラム（東京都教育委員会）」を活用し、いじめ防止に向けた取組を行う。
- ・いじめについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図るとともに、児童との信頼関係を大切にし、全校一致の協力体制を確立していく。
- ・いじめ防止に関わる校内研修を実施し、教職員の人権意識及び指導力の向上を図る。
- ・学校公開や保護者会等の機会を活用し、いじめ防止に向けた啓発を行う。

(2) いじめの早期発見 (いじめ防止対策推進法第16条)

- ①在籍する児童に対する定期的な調査その他の必要な措置を行う。

【具体的な取組】

- ・東京都教育委員会の「ふれあい月間（6月・11月・2月）」や学期始め（4月・9月）の年間5回のいじめに関するアンケート調査を実施し実態把握を行う。
- ・教育相談（個人面談等）、スクールカウンセラーによる面談を活用し、児童（又はその保護者）からの聞き取り調査を行う。
- ・たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員での確にかかわり、いじめを隠したり軽視しないことを共通理解して取り組む。
- ・休み時間や給食中の雑談、保健室での対応などの中で児童の様子に目を配ったり、学習ノートや日記等を活用して、交友関係や悩みを把握する。

②在籍する児童及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる**相談体制を整備**する。
また、相談体制の整備に当たり、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

【具体的な取組】

- ・日頃から連絡帳、電話連絡、面談等を活用しながら学級担任と保護者が緊密に情報交換できる体制づくりを行い、児童のわずかな変化も見逃さないように努める。
- ・教育相談室及びスクールカウンセラーについて周知し、教育相談の利用を促進する。
- ・教育センター教育相談室等、関係機関との連携を図る。
- ・教育相談関係機関の案内を配布する等、いじめの把握や相談の充実に努める。

(3) 教職員の資質の向上（いじめ防止推進法第18条）

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する**資質の向上**に必要な措置を計画的に行う。

【具体的な取組】

- ・「人権教育プログラム（学校教育編；東京都教育委員会）」や「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラム（東京都教育委員会）」、「いじめ対策指針及び対応マニュアル（板橋区教育委員会）」等の関係資料を活用し、いじめ防止のための研修を行うとともに、管理職等による指導助言、情報提供を行い、教職員の資質向上を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

（いじめ防止対策推進法第19条）

児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に**対処**することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

【具体的な取組】

- ・教科授業等や学校行事を活用し、情報モラルに関する啓発を行う。
- ・文科省や東京都等が発行する啓発資料を活用し児童・保護者に対する啓発活動を行う。
- ・セーフティ教室の実施、警察・関係企業等からの資料を活用し、携帯電話やスマートフォンの使い方やルール作り等を児童・保護者に啓発する。

3. いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ対策のための**組織**（いじめ防止対策推進法第22条）

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、スクールカウンセラー等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

構成員	【学校いじめ防止対策委員会】 校内 定例会及び事案により臨時開催 校長 副校長 教務主幹 生活指導主幹 各学年主任 該当学年担任 養護教諭 五組主任 特別支援コーディネーター S C 当該学年など校長が必要と認める者
活動 内容	<ul style="list-style-type: none">・いじめの早期発見をはじめ実態把握に関するこ・いじめ防止等に関する対策に関するこ・いじめの事案への対応に関するこ・校内研修の計画作成、実施に関するこ

※重大事態への対処については、P 4に記載

(2) いじめに対する措置 (いじめ防止対策推進法第23条)

- ①本校教職員が児童やその保護者からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、速やかに管理職へ報告するとともに、いじめ防止対策校内委員会等組織的に対応し事実の有無について確認を行う等、適切な措置をとる。
- ②事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめ防止対策校内委員会によって、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③上記②の場合において、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ④いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとときは、本区教育委員会の指導助言のもと、所轄警察署と連携して対処する。
- ⑥校長及び教員は、当該学校に在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。(いじめ防止対策推進法第25条)

4. 重大事態への対処 (いじめ防止対策推進法第28条)

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、本区教育委員会に報告を行うとともに、指導助言を受け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- | |
|---|
| ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
③上記の規定による調査を行ったとき、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。 |
|---|

構成員	<p style="text-align: center;">【いじめ防止対策委員会 校外】 事案により臨時開催</p> <p>管理職、教務主幹、生活指導主幹、養護教諭、スクールカウンセラー、（地域関係者＊） (*いじめの事案により、主任児童委員、スクールサポーター、児童福祉士等から校長が人選し、依頼する)</p>
活動内容	4. 重大事態への対処に関するこ

5. 学校評価における留意事項（いじめ防止対策推進法第34条）

学校評価を行う場合、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に行う。

1学期末、2学期末の学校評価に、「いじめ防止基本方針」の内容も含め実施する。取り組み内容・方法等の問題点や改善点の検討・見直しを行い、継続的に取り組んでいく。

6. 点検・改善の視点

学校評価により「いじめ防止基本方針」に関する取り組みについて、点検・改善していく。

項目：いじめ防止　　いじめの未然防止、早期発見、早期解決の取り組み・内容・方法

A：十分満足　B：おおむね満足　C：もう少し努力すべき　D：大いに努力が必要

未然防止	道徳教育及び体験活動等の充実を図り、全ての教育活動を通じて行った、取り組み内容や方法は、適切であったか。
早期発見	児童の実態把握・共通理解、定期的な調査やいじめに係る相談体制は、いじめの早期発見につながり、適切であったか。
早期解決	いじめの事案・重大事態があった際の、組織的な対応や措置は適切であったか。